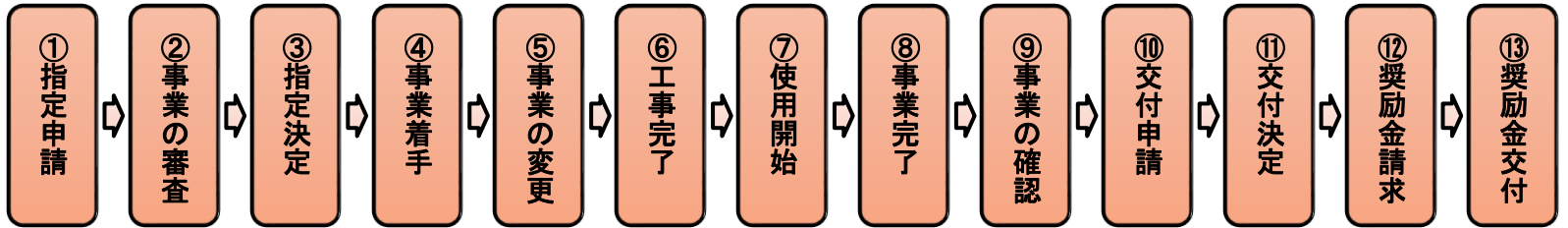


■ 手続きの流れ



凡例：●作成・実施 ○收受

項目	書類	事業者		福山市	内容
①指定申請	適用事業指定申請書	●	→	○	申請期限：事業着手の 1か月前まで に申請
②事業の審査				●	事業計画・公害防止計画の審査等 ※誓約書・役員名簿の内容確認
③指定決定	適用事業指定決定通知	○	←	●	指定決定通知書の送付
④事業着手		●			取得設備の発注・契約
⑤事業の変更	事業計画変更届	●	→	○	事業計画に変更があれば提出 ・工期、使用開始予定日が遅れる場合 ・指定申請時に導入予定としていた設備が変更される場合（軽微な変更除く） ・投下固定資産総額に大幅な増減が出た場合 ・申請者の所在、名称、代表者に変更があった場合
⑥工事完了		●			設備設置等の完了
⑦操業開始	使用開始届	●	→	○	設備使用開始時に提出
⑧事業完了	事業完了届	●	→	○	事業に係る全ての事業費の支払い完了後に提出
⑨事業の確認		○	←	●	完了検査 ・提出された書類の原本確認 ・取得設備の現地確認
⑩交付申請	補助金交付申請	●	→	○	補助金交付申請書の提出 ※交付ごとに提出
⑪交付決定	補助金交付決定通知書	○	←	●	補助金交付決定通知書の送付
⑫奨励金請求	請求書	●	→	○	補助金交付の請求
⑬奨励金交付		○	←	●	補助金の支払いは口座振込

○福山市企業立地奨励金制度の利用には、**事業着手の1か月前までに指定申請**が必要です。
対象業種、指定要件、申請方法等の詳しい内容については、**経済総務課**までお問い合わせください。

(注意事項)
適用除外…福山市中小企業振興条例に基づく工場移設助成を受けるものは、本制度の対象となりません。
情報公開…福山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、企業名と交付金額を開示します。

お問い合わせ

福山市経済環境局 経済部 経済総務課

TEL：084-928-1124 E-mail：keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市企業立地

検索